

京都府食育推進懇談会設置要領

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第17条の規定により「京都府食育推進計画」（以下「計画」という。）を策定するため、幅広い視点から多様な意見を聴取することを目的に京都府食育推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 この懇談会は、別表に掲げる学識経験者、その他識見を有する委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。
- 3 委員に欠員が生じ、運営に支障が生じたときは、新たな委員を選任できるものとする。
- 4 懇談会には、座長を置き、委員の互選により選出する。
- 5 知事は、必要に応じて懇談会を招集する。
- 6 座長は、議事を運営する。
- 7 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の役割)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 食育の推進に関する事項
- (2) その他計画の策定にあたり、必要と認められる事項

(委員の責務)

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、懇談会で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし知事が認めたときは、この限りではない。

(委員以外の者の出席)

第5条 知事は、懇談会において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

- 2 委員以外で懇談会に出席した者は、懇談会で知り得た情報を公表してはならない。ただし、府または懇談会が公表した情報については、この限りではない。

(公開)

第6条 懇談会は、原則として公開とする。ただし、懇談会を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 懇談会委員の氏名は、公表する。
- 3 議事録要旨は、京都府ホームページにおいて公表する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年8月19日から施行する。

別表

京都府食育推進懇談会委員名簿

区分	氏名	所属等
学識経験	小切間 美保	同志社女子大学 学生支援部長 生活科学部食物栄養科学科 教授
	吉本 優子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授
家庭	松本 樹	京都府生活協同組合連合会 事務局長
学校	田中 庄平	京都府学校給食研究会 会長
地域	坂部 智恵美	京都府食生活改善推進員連絡協議会 会長
食卓と生産 現場をつなぐ	清水 大介	きょうと食いく先生
企業	山下 泰生	株式会社堀場製作所 コーポレートオフィサー・管理本部長
人材育成	桂 明宏	京都府立大学 名誉教授

(敬称略)